



Vol.10 ★企業担当者がやってはいけないことトップ10

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

労働組合対応について

今回から、3回にわたり企業担当者が労働組合との対応でやってはいけないことをあげます。これまでのニュースレターと重複するところがありますが、大事なところでですので、重ねて述べたいと思います。

(1) 上部団体の役員の出席を拒否する。

会社担当者の方が一番陥りやすい間違いです。団体交渉の議題は、会社と会社従業員の間の労働条件などですので、会社担当者の方は、会社とは何ら関係のない労働組合の上部団体の人間と何故協議をしなければならないのかと思うようです。

しかしながら、労働組合法上、使用者は、上部団体の団体交渉の申し入れには応じなければならぬとしていますし、支部と会社との団体交渉であっても、上部団体の役員の参加を拒めないとされています。

会社担当者の方が明確に団体交渉への上部団体の役員の参加を拒んだ場合は、労働組合は猛烈に抗議します。その時点ではじめて会社担当者の方は、自分の行った行為が違法であることに気づくようです。労働組合は、会社に対し団体交渉拒否行為について謝罪を求めたりするなどして、自分のペースで団体交渉を進めることになります。

上部団体の役員の団体交渉への参加を拒否することなく、団体交渉を行いましょう。

(2) 社内の施設や労働組合事務所を使用して団体交渉を行う。

労働組合は、社内の施設や労働組合事務所（本部の事務所）を使用して団体交渉を行おうとします。後に述べますが、団体交渉は、会社施設や労働組合事務所で開催する必要はありません。団体交渉を会社施設や労働組合事務所で行うことで、そのままなし崩し的に、次回から組合活動に会社施設を使用しても良いことにつながったり、団体交渉に無用の混乱をもたらすことになります。

(3) 就業時間中に団体交渉を開催する。

労働組合が、就業時間中に団体交渉を開催するよう要求してくることがあります。後に述べますが、これを認めてしまうと、仕事を中断して団体交渉を開催することになり、後に、団体交渉開催中の賃金を支払うべきか否かが問題となります。使用者は、従業員や団体交渉や労働組合活動に費やした時間に対して賃金を支払う必要はありません。

お気軽にご相談ください

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。
弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)

狩野・岡・向井法律事務所
TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル8階
執務時間:10:00~17:00